

特定施設の整備事業に必要な資金の借入に係る債務保証等

制度所管部局：廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 制度の概要

国、地方自治体、経済界から出えんされた基金を基に、

- (1) 事業者等による特定施設等の整備の事業に必要な資金の借入に係る債務を保証する。
- (2) 産業廃棄物の処理に関する技術の研究開発の事業その他の産業廃棄物の処理に係る事業であって共同して行われるものに必要な資金の借入に係る債務を保証する。
- (3) 産業廃棄物処理施設の近代化又は高度化を図るための施設の整備の事業のために必要な資金の借入に係る債務を保証する。
- (4) 産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

などの事業を実施している。

また、産業廃棄物の処理に関して、情報又は資料の収集・提供、調査研究、産業廃棄物処分業者等又はその従業員に対する研修又は指導などの事業を行っている。

2. 指定、登録等の基準

【産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律】

第16条第1項

環境大臣は、特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とする一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物処理事業振興財団として指定することができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 (平成24年4月1日から公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に名称変更)	平成4年12月24日	〒101-0044 千代田区鍛冶町2-6-1 TEL03-3526-0155	特定の利害にとらわれず公正中立な観点から全ての産業廃棄物処理業者を見ることが必要であるため、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」第16条に基づき環境大臣が指定した。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
被保証債務額の3% 以内（年）	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団HPを参照願います。 http://www.sanpainet.or.jp/

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成24年3月31日現在）
特になし

7. 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>